

令和6年度 「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」		4_まちづくり・基盤整備
No.	件名・内容	回答
1	<p>2項道路と隅切りの条例化について</p> <p>(内容)</p> <p>2項道路の後退および隅切りの設置を条例化してほしい。</p> <p>【受付No.】 6-2003</p> <p>【受付日】 令和6年5月7日</p>	<p>2項道路については、建築基準法第42条第2項の指定に基づき、建築時に道路の中心から2mの敷地の後退が義務付けられております。</p> <p>隅切りについて、全ての道路の角敷地に隅切りの設置を義務付ける条例の制定は、土地所有者の私有財産権等の観点から大変難しいものと考えております。</p> <p>(担当) 建築安全課 (電話) 048-775-8490</p>
2	<p>令和6年7月27日 豪雨災害の件</p> <p>(内容)</p> <p>令和6年7月27日の豪雨の際、住んでいる地域一帯で道路冠水、床下浸水しました。冠水した道路は通学路になっていますが、道路管理が杜撰に感じております。</p> <p>上尾市の道路、下水道の人工公物について、営造物の設置、管理の安全性が備えていたかについて教えて下さい。</p> <p>前面道路が、児童の通学路であり、避難場所が尾山台小学校になりますので、今回の冠水で、雨水、排水設備、営造物に安全性を備えていたか疑問に思いました。もう一度、安全性の確認として、設備の改善を宜しくお願い致します。</p>	<p>① 道路について</p> <p>7月27日の原市地区の時間最大降雨量は48mm/hを記録しており、このような雨の降り方の場合には、排水能力を超えて道路冠水が発生いたします。</p> <p>また、当該地を含む尾山台地区の雨水の排水先である尾山台都市下水路が満水となってしまうことや最終的な流末である県が管理する綾瀬川の水位上昇による影響、更には地理的条件も加わることによって、一時的に排水機能が低下し、道路冠水が発生することもございます。</p> <p>現時点における対応といたしましては、道路側溝や集水樹などの排水構造物の泥の溜まり具合を確認した上で、清掃を実施し、排水機能を確保するとともに、国道16号に面した箇所につきましては、大宮国道事務所が管理する道路と水路であるため、清掃の維持管理を定期的実施するように、国に要望してまいります。</p> <p>また、排水ポンプによる強制排水ですが、ポンプが設置できる環境であるか、その他の対策が可能か、引き続き調査を進めてまいります。</p> <p>なお、上尾市水害ハザードマップ及び内水ハザードマップでは、尾山台小学校周辺で50cm以上の浸水が想定されておりますことから、洪水に対する当該地区にお住いの最寄りの避難所は、瓦葺小学校と原市南小学校になります。</p> <p>② 下水道について</p> <p>宅内汚水樹の蓋が外れたことにつきましては、近年の想定以上の大雨により、公共下水道管の水量が一時的に増加し、下水道管の空気が押されることによるものと考えられます。この現象は、雨が弱まる、または</p>

	<p>【受付 No.】 6 - 2016 【受付日】 令和6年8月2日</p>	<p>時間が経過するのを待つことで解消されることが多いため、ご不便をお掛けいたしますが、生活排水のご使用を極力控えていただくようお願いいたします。</p> <p>(担当) ①について 道路河川課 (電話) 048-775-9381 ②について 下水道施設課 (電話) 048-775-9372</p>
3	<p>柏座2丁目通学路の道路幅が狭くなることについて</p> <p>(内容) 空家だった敷地の道路側のブロック塀が撤去された後に、新たにブロック塀が築造されたが、道路が1mほど削られ狭くなった。通学路でもあるため元の安全な道路になるようお願いしたい。</p> <p>【受付 No.】 6 - 2016 【受付日】 令和6年8月22日</p>	<p>当該道路につきまして、改めて調査したところ、現時点では当該の区間が、建築基準法（以下、「法」という。）第42条第2項道路であることが判明いたしました。</p> <p>したがって、建築物を建築する際は、道路後退が必要となる区間となりますが、現在は、建築物が存在しない駐車場であることから、官民境界に接する位置にブロック塀が築造されていても同法の違反には該当いたしません。</p> <p>(担当) 建築安全課 (電話) 048-775-8490</p>